



特定社会保険労務士 原 敏昭

原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

2017 年版「過労死白書」が公表！ 労働時間やストレスの実態は？

◆過労死等防止対策推進法第 6 条に基づく年次報告書
厚生労働省は、10 月上旬に 2017 年版の「過労死等防止対策白書」（いわゆる過労死白書）を公表しました。

◆労働時間の把握による残業時間減が明確に
フルタイムの正社員（7,242 人）では、労働時間が「正確に把握されていない」人に比べ、「正確に把握されている」人は週あたりの残業時間が約 6 時間短く、「おおむね正確に把握されている」人で約 5 時間、「あまり正確に把握されていない」人でも約 2 時間短いことがわかりました。

また、残業をする際に「所属長が承認する」といった手続きを踏んでいると、残業が週 3~4 時間減ることも明らかになりました。

◆過労死等の業種別の傾向は？
2016 年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は前年度より 2 人多い 191 人で、近年は年

間 200 件前後で推移して高止まりが続いています。

業種別では、運輸・郵便業 41 人、製造業 35 人、建設業 23 人の順に多く、運輸・郵便業では約 2 割が残業を週 20 時間以上しており、他業種より際立って多いことがわかりました。

一方、過去 5 年の過労自殺事例を年代別にみると、従業員 100 万人当たりの自殺者数は男性が 40 代（3 人）で最も多く、次は 50 代の 2.8 人、女性は 10~20 代が 0.4 人、30 代が 0.2 人の順でした。

また、従業員 100 万人当たりの労災認定は、「脳・心臓疾患」「精神疾患」のいずれでも漁業が最も多いという結果も明らかになりました。

◆自営業者の長時間労働も明らかに
白書では、自営業者の長時間労働の実態も調査・報告しており、昨年、週 60 時間以上働いた自営業者の割合は 13.6%で、全雇用者の平均（7.7%）を大きく上回りました。週 60 時間以上働いた自営業者のうち、80 時間以上働いていたのは

1.5%。労働時間や日数の把握方法については、全体の 73.4%が「特に把握していない」と答えています。

厚生労働省ではこれらの調査結果をもとに、労働時間の適正な把握を促して長時間労働の是正を図るとともに、事業主に対する監督指導の徹底、労働者に対する相談窓口などの充実などで、過労死等ゼロに向けた取組みを強化するとしています。

「**過重労働解消キャンペーン**」が 11 月に実施されます！

◆「過重労働解消キャンペーン」とは？
長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行うそうです。

実施期間は 11 月 1 日~30



日となっています。

◆主な実施内容
(1) 労使の主体的な取組の促進
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどで地域に紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督<監督の対象となる事業場等>
・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
・労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等<重点的に確認される事項>
・時間外・休日労働が「時間

外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか（法違反が認められた場合は是正指導）
・賃金不払残業が行われていないか（法違反が認められた場合は是正指導）
・不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導
・長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導
<書類送検>
・重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表
(4) 電話相談の実施
都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発
(6) 過重労働解消のためのセミナーが開催されます。

冬を元気に乗り切るために… インフルエンザ、今年も早めに対策を！

◆早くも流行の兆し
例年は 12 月から始まるインフルエンザの流行が、今年はずでに 10 月上旬から意識され始めています。

インフルエンザで会社を休む従業員が続出して困った…という経験を持つ企業は少なくありません。

インフルエンザはいったん流行すると爆発的に広がるため、流行前からの注意が必要です。

◆早めに対策を講じることが重要
今年も特に、早めの予防対策の徹底など注意が必要なシーズンだと言えます。

予防方法として最も有効で効果が高いのは、インフルエンザワクチンの接種です。しかし、通常、接種の効果が現れるまでには約 2 週間かかります（その後は、約 5 カ月程度は効果が持続します）。本格的な流行が始まる前に予防接種を受けておくよう、アナウンスすることが望ましいでしょう。

◆職場でできる予防方法
加湿器使って職場を湿度 50~60%に保つことも効果的です。また、ウイルスは「手」を介して体内に侵入することが多いため、これを遮断するために、手洗いを正しい手順で行うほか、アルコール手指消毒剤を活用することも有効です。職場にアルコール手指消毒剤を備えておけば、それだけでも予防対策の効果は上がります。